

## 第2期子ども・子育て支援事業計画(施策の展開)実施状況(令和5年度)

実施概要と成果・今後の方向性										
基本施策	施策目標	事業名	事業内容	担当課	第2期子ども子育て支援計画 令和5年度の実績 ・実施概要(現況・課題)	実施状況・ 評価 (AA～F)	今後の方向性 (取り組みの方向)			
1	子どもや親の心身の健康づくり	1	出産や育児不安への相談体制の充実	1	子育て世代包括支援センター事業(利用支援事業)の推進	妊産婦から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うために、保健センターに保健師等の専門職を、また子育て支援センターに利用者支援専門員(保育士等)を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を連携して提供できる体制づくりを推進します。妊産婦及び子育て家庭の個別のニーズを把握して妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、必要に応じて支援プランの作成や、地域の関係機関との連絡調整等を行い子育てサービスを円滑に利用できるよう支援します。	子ども家庭課 健康推進課	(子ども家庭課) 連携会議を年3回開催し連携を図った。 相談件数) 妊産婦:5件、乳幼児:12件、学童:22件  (健康推進課) 主管課、基本型、母子保健型による連携会議を年3回行い、円滑な支援を提供できる体制づくりを行った。	A	令和7年度よりこども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の一体的な支援を行っていく。
1	子どもや親の心身の健康づくり	1	出産や育児不安への相談体制の充実	2	母子健康手帳交付・父子健康手帳交付	妊娠をした方に対し、母性の健康の保持・増進のため、母子健康手帳を交付します。出産時や子どもの健康保持増進のための健康診査・予防接種等の記録をする手帳ともなります。男性の育児参加を促進するため、父子健康手帳を交付します。	健康推進課	必ず個別面接を実施し状況把握を行うとともに、代理交付者への電話相談を行いフォローしている。	A	法令に基づき、健やかな妊娠、出産、育児ができるようフォロー体制を継続する。
1	子どもや親の心身の健康づくり	1	出産や育児不安への相談体制の充実	3	妊産婦サロンの開催	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築することを目的とし、相談しやすい体制を整備します。また、妊産婦等が地域の中で子育てできるよう交流の機会を提供するとともに、安心・安全な出産・育児に臨むための知識やスキルを習得できるよう支援します。	健康推進課	令和3年度以降、産後ケア事業へ移行。	F	
1	子どもや親の心身の健康づくり	1	出産や育児不安への相談体制の充実	4	乳児家庭全戸訪問事業	赤ちゃんが生まれた家庭を訪問し、保健師・助産師が保健指導を行います。	健康推進課	保健師等による訪問を実施 訪問件数 175件	A	法令に基づき、今後も事業継続
1	子どもや親の心身の健康づくり	1	出産や育児不安への相談体制の充実	5	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業やその他母子保健事業で把握した「養育支援が必要と認められる家庭の乳幼児・児童や養育者」に対し、訪問指導や助言を行います。	健康推進課	乳児家庭全戸訪問事業の結果、支援が必要となった方へ保健師が訪問指導を実施 実人数 11人、延人数 26人	A	法令に基づき、今後も事業継続
1	子どもや親の心身の健康づくり	1	出産や育児不安への相談体制の充実	6	乳幼児相談	乳幼児を養育している保護者の育児不安を軽減するために、保健師・栄養士・歯科衛生士が身近な相談に応じます。	健康推進課	毎月相談を実施することで、親の育児不安をより軽減している。R5.9月から自由来相制を再開し、受相者数が増加傾向にある。	AA	核家族化が進み、育児不安を抱える親が増加しているため、継続して実施する。
1	子どもや親の心身の健康づくり	1	出産や育児不安への相談体制の充実	7	にこにこマンマ離乳食	乳児を養育している保護者が、子どもの健康を保持・増進できるよう、教室を開催します。	健康推進課	咀嚼嚥下機能の発達段階を含めた離乳食講話や、試食体験を実施し、親の育児不安軽減に繋げている。	AA	児の発達段階に合わせた離乳食指導により、親の不安軽減に役立てるため継続して実施する。
1	子どもや親の心身の健康づくり	1	出産や育児不安への相談体制の充実	8	母と子の遊びの教室の開催	1歳6か月児健診等で発達上の課題をかかえた親子に対し、フォローアップするための教室を実施します。	健康推進課	小集団での遊びや活動を通し、親子に対するフォローをしている。	AA	児の発達課題の支援や保護者の育児不安の軽減、児の成長への気づきを促していく。
1	子どもや親の心身の健康づくり	1	出産や育児不安への相談体制の充実	9	地域における出前講座や健康相談の開催	地域からの要望により、保健師・栄養士・歯科衛生士による乳幼児の心身の発達に関する出前講座や健康相談等を実施します。	健康推進課	地域の要望に基づき、育児サークルや子育てサポーター養成講座で出前講座や健康教育等を実施。	AA	地域からの要望に応じて、健康教育や健康相談を実施していく。
1	子どもや親の心身の健康づくり	1	出産や育児不安への相談体制の充実	10	子育て支援アプリ	母子保健、子育て支援サービスの情報をスマートフォンで確認できるよう子育て支援アプリを導入し、きめ細かく、かつ迅速な情報の配信を行います。	子ども家庭課 健康推進課	(子ども家庭課) 母子保健、子育て支援サービスの情報をスマートフォンで確認できるよう子育て支援アプリを導入し、きめ細かく、かつ迅速な情報の配信を行いました。 令和6年3月31日時点の登録者831人  (健康推進課) 子育て支援アプリで配信した情報をもとに相談事業等に参加する方がいる。情報配信から相談につながる体制が整えられている。	AA	今後も継続実施 様々なルートから相談につながるよう情報配信を継続していく。

実施概要と成果・今後の方向性

基本施策		施策目標		事業名		事業内容		担当課	第2期子ども子育て支援計画 令和5年度の実績 ・実施概要(現況・課題)	実施状況・ 評価 (AA～F)	今後の方向性 (取り組みの方向)
1	子どもや親の心身の健康づくり	1	出産や育児不安への相談体制の充実	11	育児ヘルプサービス事業	育児や家事等の支援を必要とする産前、産後期の母親の精神的及び身体的負担の軽減を図るため、育児ヘルパーを派遣し、安心して育児や日常生活を営めるよう支援します。		子ども家庭課	母子健康手帳交付時にチラシを配布し、事業の周知を図っている。 令和5年度の事業実績 登録者数:2人 利用者数:2人 延べ利用回数:32回	C	実施事業者等の人員不足等の理由により受け入れが限られる。 事業者等の拡大が課題となっており、事業の見直しが必要となっている。
1	子どもや親の心身の健康づくり	2	健康診査・保健指導・医療体制等の充実	1	妊婦健康診査	妊娠中の健康を保持し、安心して出産に臨み、子どもを産み育てるために、妊娠週数に合わせて、妊婦健康診査を実施します。		健康推進課	母子保健法に基づき実施。	AA	妊婦の健康保持のため継続して実施する。
1	子どもや親の心身の健康づくり	2	健康診査・保健指導・医療体制等の充実	2	妊婦歯科健診	妊婦の歯や口腔の健康の保持・増進と産まれてくる子の歯の健康づくりに関心を高めるために実施します。		健康推進課	対象者175人、受診者71人(40.6%) 母子健康手帳交付時、妊婦歯科健診を勧めている。	AA	母子の口腔衛生の向上のため継続する。
1	子どもや親の心身の健康づくり	2	健康診査・保健指導・医療体制等の充実	3	乳児健康診査	乳児を養育している保護者が、子どもの健康を保持・増進できるよう、月齢(2か月・8～9か月)に合わせて健診を実施します。		健康推進課	母子保健法に基づき実施。	A	乳児の健康保持のため継続して実施する。
1	子どもや親の心身の健康づくり	2	健康診査・保健指導・医療体制等の充実	4	4か月児・1歳お誕生相談・1歳6か月児・3歳6か月児健診	乳幼児を養育している保護者が、子どもの健康を保持・増進できるよう、また、育児不安の軽減のため、月齢に合わせて各種健診・相談を実施します。		健康推進課	母子保健法に基づき実施している。未健者には受診勧奨(通知・電話等)し、未健のまま該当月齢を過ぎた対象者には訪問や面接等で対応している。	A	今後も乳幼児を養育している保護者が、子どもの健康を保持・増進できるよう、また、育児不安の軽減のため継続して実施する。
1	子どもや親の心身の健康づくり	2	健康診査・保健指導・医療体制等の充実	5	2歳児歯科健診	むし歯罹患率が高くなる年齢に合わせて、歯科健診・相談を実施します。		健康推進課	児の発育や発達、口腔状況を確認する場、また保護者の育児相談の場として実施している。	AA	今後も幼児の口腔衛生の向上と定期的なフッ化物塗布を推進するため継続していく。
1	子どもや親の心身の健康づくり	2	健康診査・保健指導・医療体制等の充実	6	子どものための予防接種	感染のおそれのある病気にかからないために、各種予防接種を実施します。		健康推進課	予防接種法に基づき実施。	A	今後も接種勧奨を行いながら継続して実施していく。
1	子どもや親の心身の健康づくり	2	健康診査・保健指導・医療体制等の充実	7	休日・夜間の救急医療体制確保	仙南保健医療圏の医療機関により、当番制で休日・夜間における救急医療の充実を図ります。		健康推進課	休日当番医利用 R5 1,373人 休日歯科当番医利用 R5 138人 夜間・初期急患センター利用 R5 246人 ※利用者数は、子ども・子育て世代以外も含む	AA	町民が安心して暮らしていくため、救急医療体制を確保していく。
2	親と子どもの学び環境の充実	1	親になるための学習環境の整備	1	子育て・親育ち講座	家庭における基本的なしつけの重要性、親としての責任の自覚などについて保護者が学ぶ場を提供するため、就学前児童の保護者が小学校に集まる機会を活用し、子育て講座を実施します。		生涯学習課	会場:町内全小学校 参加者:239名 託児:なし(会場内での見守り) 講話:35分程度 テーマ:「親から子どもに贈る大切なプレゼント～学童期の子どものことについて考えよう～」 親子のふれあい遊び:2分程度 内容:雪やこんこ	B	保護者が親としての関わり方を学ぶ機会となる。 今後も継続実施。
2	親と子どもの学び環境の充実	1	親になるための学習環境の整備	2	子育て・親育ち思春期講座	保護者が子どもの中学校入学前の心構えとして、思春期を迎える子どもの特徴や親としての関わり方を学び、親子ともに健全な中学校生活を送るため、中学校入学説明会を活用し、子育て講座を実施します。		生涯学習課	会場:町内全中学校、西住小学校 参加者:249名 講話:15分程度 テーマ:「親から子どもに贈る大切なプレゼント～思春期の子どものことについて考えよう～」	B	保護者が親としての関わり方を学ぶ機会となる。 今後も継続実施。
2	親と子どもの学び環境の充実	1	親になるための学習環境の整備	3	イクメン講座	父親の積極的な育児参加を促すとともに、父親同士の交流を通し子育てについて楽しく学ぶための父子のふれあい講座を実施します。		生涯学習課	1.かけっこ教室・写真講座 会場:船迫小学校 参加者:親子3組7人 2.ウエイリフティング・プログラミング体験 会場:船岡公民館 参加者:親子1組2人	B	保護者が親としての関わり方を学ぶ機会となる。 今後も継続実施。

実施概要と成果・今後の方向性										
基本施策	施策目標	事業名	事業内容	担当課	第2期子ども子育て支援計画 令和5年度の実績 ・実施概要(現況・課題)	実施状況・ 評価 (AA～F)	今後の方向性 (取り組みの方向)			
2	親と子どもの学び環境の充実	1	親になるための学習環境の整備	4	親のみちしるべ出前講座	宮城県版親の学びのプログラム「親のみちしるべ」を活用し、子育て中の親同士が交流を図りながら親自身の気づきや子育てについて学びあうための出前講座を実施します。	生涯学習課	会場:西住児童館 参加者:8名 託児:なし(会場内での見守り) 講話:30分程度 内容:第3弾ステージ⑤S「子どもが急にわがままに!!」～見えていますか?!子どものサイン～	B	保護者が親としての関わり方を学ぶ機会となる。今後も継続実施。
2	親と子どもの学び環境の充実	2	子どもの活動の場や機会の確保	1	児童館の運営	放課後等に児童を対象に適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を行います。船迫児童館、槻木児童館(槻木小学校内)、三名生児童館、西住児童館で実施します。運営にあたっては民間の力を活用する等、効果的で多様なサービスの提供を検討します。	子ども家庭課	事業内容として、ボードゲーム大会、制作遊び、サッカー教室等を実施しました。	B	船岡児童館を令和6年度中に整備し、令和7年4月に開館する計画としている。
2	親と子どもの学び環境の充実	2	子どもの活動の場や機会の確保	2	放課後児童クラブ事業	両親が共働きなどで、日中、保護者が常時留守の家庭の小学1年生から6年生を対象に、学校の放課後に遊びや指導を通して健全な育成を図ります。実施にあたっては、児童館と同様に民間活力を利用し、効果的で多様なサービスの提供を検討します。	子ども家庭課	第2期柴田町子ども・子育て支援事業計画の実績に計上		
2	親と子どもの学び環境の充実	2	子どもの活動の場や機会の確保	3	第一幼稚園の運営	自然・社会体験などの取り組みや個々の園児の能力が生かされるようカリキュラムを作成し、心身ともに健康な幼児の育成を図ります。	教育総務課	年長児1クラス(9人)の最後の年として、行事や各種教室を行い幼児の健全育成を行いました。	A	今後は、児童館として再整備を図り、児童の居場所とし活用していく。
2	親と子どもの学び環境の充実	2	子どもの活動の場や機会の確保	4	小中学校の体育施設開放	小中学校の体育施設を利用してスポーツ活動ができるよう、体育館や校庭、武道館を開放します。	スポーツ振興課	利用団体数2,653件 (内スポ少・子ども会1,654件) 利用人数 50,972人 (内スポ少・子ども会37,055人)	B	利用条件が町民10人以上の団体としており、条件の緩和により子どもから高齢者まで利用しやすい環境づくりを目指す
2	親と子どもの学び環境の充実	2	子どもの活動の場や機会の確保	5	都市公園等の維持管理	子どもの遊びや健康づくりの場である都市公園施設を快適に利用できるよう、清掃、樹木の剪定・害虫駆除、草刈り、遊具施設等の定期点検・改修を行います。	都市建設課	・都市公園については、公園設置行政区の公園愛護協会で草刈りや清掃を実施した。(団体数 33団体) ・樹木剪定(58公園 439本) ・病虫害駆除(11公園 1,450本) ・遊具更新(10公園 17基) ・遊具点検(69公園)	B	公園清掃等は、最小の費用で行政区単位で実施している。今後も環境を整えるため、継続して取り組む。
2	親と子どもの学び環境の充実	2	子どもの活動の場や機会の確保	6	新・放課後子ども総合プラン	平成30年「新・放課後子ども総合プラン」に沿い、福祉部局(子ども家庭課)と教育委員会が連携を深め、学校の空き教室や生涯学習施設などを活用し、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動を行う放課後子供教室の実施について検討します。	子ども家庭課 生涯学習課	(生涯学習課) 過去に「子ども広場」の名称で実施していたが、実施会場ががワクチン接種会場となったため、現在は未実施。 (子ども家庭課) 令和5年度は実施しませんでした。	F	子ども家庭課と連携し、現在生涯学習施設で実施中の事業と児童を対象とした交流活動を組み合わせて実施できないか検討する。
2	親と子どもの学び環境の充実	2	子どもの活動の場や機会の確保	7	太陽の村冒険遊び場整備事業	都市と農村の交流広場である「太陽の村」を、子どもから高齢者までが集い、遊び・憩う場として再整備を図ります。	農政課	太陽の村冒険遊び場は、屋外施設であり、昨年度は、猛暑により利用者が減少した。	B	引き続き子どもの憩いの場として、また、楽しめる場となるようなイベントの開催をしていきたい。
2	親と子どもの学び環境の充実	2	子どもの活動の場や機会の確保	8	子どもの心のケアハウス事業	不登校状態の児童生徒に、できるだけ安心して居場所を提供し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応支援・学習支援等を行い学校復帰の支援をします。	教育総務課	小学生17名、中学生11名の合計28名が登録し、通所しました。通所する児童生徒へは、一人一人のニーズや実態に応じた個別の支援を行いました。	A	今後も引き続き、児童生徒が安心して居場所を整え、相談・適応支援・学習支援を行います。
2	親と子どもの学び環境の充実	3	生きる力の養成と個性を大切に した教育の推進	1	心をはぐくむ教育活動	総合学習の取り組みとして、小中学校において、地域の方々を招いて体験学習などを行います。	教育総務課	児童生徒が主体的に校内の植栽(花いっぱい)活動や地域の方の講話など体験活動を行った。	A	今後も児童生徒の豊かな心を育む活動を行います。

実施概要と成果・今後の方向性

基本施策	施策目標	事業名	事業内容	担当課	第2期子ども子育て支援計画 令和5年度の実績 ・実施概要(現況・課題)	実施状況・ 評価 (AA～F)	今後の方向性 (取り組みの方向)			
2	親と子どもの学び環境の充実	3	生きる力の養成と個性を大切に した教育の推進	2	子ども読書活動推進事業	「柴田町子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の効果的な推進を図ります。	生涯学習課	・「第4次柴田町子ども読書活動推進計画」に基づき、子ども読書活動推進事業の取り組み状況を調査し、読書活動の効果的な推進を図った。 ・「第4次柴田町子ども読書活動推進計画」における指標 【指標1】家で全く本を読まない児童生徒の割合＝小学3年生7.3%(目標値3%)、小学5年生5.7%(目標値5%)、中学2年生14.0%(目標値10%以下) 【指標2】柴田町図書館児童書の貸出冊数＝45,375(目標値70,000) 【指標3】学校図書館における児童生徒1人当たりの貸出冊数＝目標達成小学1・2年生113.3%、小学3・4年生92.0%、小学5・6年生75.0%、中学生110.0%	A	令和8年度から12年度までの第5次計画策定
2	親と子どもの学び環境の充実	3	生きる力の養成と個性を大切に した教育の推進	3	小学校・中学校の図書整備	柴田町図書館と連携し、小中学校図書室の充実を図ります。	教育総務課	各学校において、アンケートを行い児童生徒の希望を確認し、図書担当教諭と司書で児童生徒が学習意欲や読書活動に意欲が出るような図書を計画的に購入するよう努めた。引き続き、蔵書管理システム(リース)を活用し、児童生徒の貸出を実施した。	AA	今後も引き続き、児童生徒が学習意欲や読書活動に意欲が出るような図書を計画的に購入するよう努めます。
2	親と子どもの学び環境の充実	4	健康教育・思春期保健の推進	1	食育推進計画の推進	乳幼児期、学童期、思春期の各ライフステージに合わせて、関係各課と連携し食育事業を推進します。	健康推進課	町内小中学校(全校)へ「食育通信」を配布し、家庭での食育推進の啓発を行った。(配布3,021部) 子育てサークルを対象に食に関する健康教育を実施した 1回 11人	AA	第4期柴田町食育推進計画に基づき、今後も実施予定。
2	親と子どもの学び環境の充実	4	健康教育・思春期保健の推進	2	子どもとふれあい共に遊ぶ体験事業	生徒に対し父性や母性の育成を図るため、思春期保健事業として、保育体験や妊婦疑似体験等を実施します。生命の大切さを考える機会を提供し、生徒の健全な心の育成を図ります。	健康推進課	町内中学校の3年生に対し、クラスごとに実施 妊婦疑似体験 9回、276人 保育体験 9回、276人	AA	今後も事業継続
2	親と子どもの学び環境の充実	5	青少年の健全育成	1	ジュニア・リーダーの育成	子ども会活動や教育委員会が主催する少年教育事業において、子どもたちのリーダー的存在として活動を支援する中学生・高校生のボランティア(ジュニア・リーダー)を育成します。	生涯学習課	子ども会活動の活性化と次世代のリーダー育成を目標に活動 在籍数:9名(高校生4名、中学生5名) 自主研修会:防災クッキング(9月2日) 自主企画:お楽しみ会(3月24日)	B	ジュニア・リーダーを育成し少年教育事業の充実を図る。今後も継続実施。
2	親と子どもの学び環境の充実	5	青少年の健全育成	2	青少年のための柴田町民会議	地域住民の自主的な活動や各種ボランティア団体との連携の中核的組織として設置し、違法ビラ剥がし、落書き消し活動、イベント時の巡回パトロールを行い、青少年健全育成の地域環境づくりを推進します。	子ども家庭課	青少年の安全と健全育成に向け、10月に子ども会育成会連合会主催「柴田町子どもフェスティバル」において町民会議の周知活動とあいさつ運動の啓発に努めた。10月末には町民会議会員による顔合わせ会を実施し、活動再開に向けた情報交換を行い、組織の強化と町民への周知活動に努めた。	C	参加者の高齢化や減少に伴い、活動内容の見直しが必要。
2	親と子どもの学び環境の充実	5	青少年の健全育成	3	○子ども会育成会連絡協議会の支援	子ども会育成のため、関係諸機関との連絡調整を図り、子ども会の育成者指導者のための講習会、研修会を実施します。また、子どもたちが参加する事業を通して、子どもたちの生きる力を育みます。	生涯学習課	1.成人指導者研修会 開催日時:令和5年11月18日(土) 開催場所:槻木生涯学習センター 参加者:29名(対象:育成者及び指導者) 2.「しばた育成会だより第51号」の発行(全戸配布)	B	子ども会関係者を育成・指導し子ども会育成会の充実を図る。今後も継続実施。
3	男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備	1	男女共同参画社会の推進	1	男女共同参画社会の推進	性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を推進します。男女共同参画推進に係る講座等の実施や男女共同参画に関する情報を掲載した「しばたの男女共同参画通信」を発行し、男女共同参画社会への理解促進を図ります。	まちづくり政策課	「男女共同参画パネル・関連図書展示」を6月1日～6月30日に実施。実施期間中の6月23日～6月29日は、「男女共同参画週間」であり、町民の男女共同参画意識や理解を深めることにつながっている。 ・男女共同参画啓発情報誌「しばたの男女共同参画通信」を2回発刊し全戸回覧及び町ホームページに掲載。 ・男女共同参画関連記事5件をお知らせ版に掲載。	AA	男女共同参画の推進はもちろんだが、多様化する性的マイノリティへの理解を深める取り組みを進めていく必要がある。

実施概要と成果・今後の方向性

基本施策		施策目標		事業名		事業内容		担当課	第2期子ども子育て支援計画 令和5年度の実績 ・実施概要(現況・課題)	実施状況・ 評価 (AA～F)	今後の方向性 (取り組みの方向)
3	男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備	2	子育ての経済的支援	1	児童手当の支給	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために中学校修了前の児童を養育している保護者に手当を支給します。		子ども家庭課	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与する。 ※支給対象児童数(令和6年3月31日現在) ・0歳から3歳未満 525人 ・3歳以上小学生 2,227人 ・中学生 825人 ・特例給付 71人 合計3,648人	A	今後も継続実施
3	男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備	2	子育ての経済的支援	2	子ども医療費助成事業	0歳から中学校卒業までのすべての子どもに対し、通院費及び入院費に係る医療費の一部負担金を助成し、子育て世帯の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ります。また、18歳まで対象年齢を拡大できるよう国や県に対し、補助制度の拡充を要請していきます。		子ども家庭課	0歳～18歳(18歳到達後最初の3/31まで)までのすべての子どもに係る医療費の自己負担分を助成することにより、健康の保持を促進するとともに、子育て家庭への経済的支援を行った。 ※令和5年度給付実績 ・対象者数:5,192人(令和6年3月31日現在) ・助成件数:79,889件 ・助成金額:158,554,593円	A	今後も継続実施
3	男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備	2	子育ての経済的支援	3	私立幼稚園に対する助成	町内私立幼稚園の健全な運営と保護者負担の軽減を目的とし、運営費の一部を助成します。		教育総務課	町内の私立幼稚園(4園)に対し教材費などの一部を助成しました。	AA	今後も引き続き支援を行い、幼児教育の振興を図ります。
3	男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備	2	子育ての経済的支援	4	就学援助制度	経済的理由によって、就学困難な児童生徒の保護者に対して、町が学用品費や給食費などを一定の範囲内で援助します。		教育総務課	経済的理由によって、就学困難な児童生徒の保護者に対して、町が学用品費や給食費などを一定の範囲内で援助しました。(対象児童生徒数417名)	A	今後も引き支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
3	男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備	2	子育ての経済的支援	5	奨学金の貸し付け(柴田町育英会事業)	経済的理由によって、高校、大学等への就学が困難な学生・生徒に奨学金を定額無利子で貸与を行い、有能な人材の育成を図ります。		教育総務課	新規奨学生5名を決定し、合計8名に奨学金を貸与した。	AA	今後も引き支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
3	男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備	2	子育ての経済的支援	6	幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料を無償とします。		子ども家庭課	保育教育無償化認定者 合計 1046人 ○教育・保育給付認定 683人 現1号認定(満3歳以上) 60人 現2号認定(満3歳以 434人 現3号認定(0歳～2歳) 189人  ○施設等利用給付認定 363人 新1号(満3～5歳児クラス) 167人 新2号(3～5歳児クラス) 196人 新3号(0～2歳児クラス) 0人	A	今後も継続実施
3	男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備	2	子育ての経済的支援	7	小学校入学準備支援事業	小学校等に入学する第3子以降の子を養育する保護者に対し小学校等入学祝い金を支給することにより、少子化対策の推進及び多子家庭の子育てにおける経済的負担の軽減を図ります。		教育総務課	小学校等に入学する第3子以降の子を養育する保護者に対し、小学校入学祝金を支給しました(支給者数37名)	A	今後も引き支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
3	男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備	3	多様な子育て支援サービスの充実	1	通常保育事業	保護者の仕事や病気などにより、家庭において児童を保育できないと認められる場合に、保護者に代わり保育を行うために保育所を運営しています。乳児保育・障がい児保育を3保育所で実施しており、今後、サービスの更なる充実を図るため、私立保育所の開設、公立保育所の民営化を検討します。		子ども家庭課	第2期柴田町子ども・子育て支援事業計画の実績に計上		
3	男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備	3	多様な子育て支援サービスの充実	2	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を超えて保育を行います。		子ども家庭課	第2期柴田町子ども・子育て支援事業計画の実績に計上		
3	男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備	3	多様な子育て支援サービスの充実	3	ゆとりの育児支援事業(一時預かり事業)	保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等により、緊急一時的に家庭保育が困難となる場合や育児疲れのリフレッシュのため、就学前児童に対して保育を行います。		子ども家庭課	第2期柴田町子ども・子育て支援事業計画の実績に計上		

実施概要と成果・今後の方向性

基本施策		施策目標		事業名		事業内容		担当課	第2期子ども子育て支援計画 令和5年度の実績 ・実施概要(現況・課題)	実施状況・ 評価 (AA～F)	今後の方向性 (取り組みの方向)
3	男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備	3	多様な子育て支援サービスの充実	4	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方が共に会員となり、有償で子育て家庭を応援する仕組みです。	子ども家庭課	第2期柴田町子ども・子育て支援事業計画の実績に計上			
3	男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備	3	多様な子育て支援サービスの充実	5	地域子育て支援拠点事業	子育て支援活動を行う団体等と連携して、公共施設や公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や遊びの提供、育児相談、情報提供を実施します。	子ども家庭課	第2期柴田町子ども・子育て支援事業計画の実績に計上			
3	男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備	3	多様な子育て支援サービスの充実	6	子育て支援活動	子育て支援センターを拠点として、育児不安等についての相談窓口、子育てサークル等への支援、地域の子育て資源の情報提供等を行い安心して子育てができる環境づくりに努めます。また、地域の多様なニーズに対応した子育て支援活動や子育て親子の交流の場を提供し、地域全体で子育てを支援します。	子ども家庭課	○子育て支援活動 ・年齢別2・3歳児(水曜日)20回 239人 ・年齢別1歳児(火曜日)21回 486人 ・年齢別0歳児(金曜日)17回 328人 ・元気っき活動(月・水曜日)16回 411名 ・お楽しみ活動(金曜日)10回 329名 ・るんるんちびっこ広場(5回)217名 ○子育て講座(5回)65名参加	A	今後も継続実施	
4	地域全体での子育て支援の推進	1	地域活動の推進	1	コミュニティ活動の推進	地域住民の連帯意識を高め、よりよい環境づくりを推進する自治会・町内会活動を支援します。地域住民が主体となった子育て支援と青少年の健全育成への取り組みなど、地域の問題や生活課題を解消するための活動を促進するよう、情報提供と相談体制を強化します。	まちづくり政策課	・行政区(自治会)に地域づくり交付金を交付し子ども会育成や小中学校子ども会への支援を行った。 ・各団体のパンフレット設置や行事・団体紹介・助成金情報などの掲示板掲示、各種相談対応、助成金申請等手続きや実践方法などのサポート ・各種情報や団体活動をSNSで情報発信 ・各種体験会、展示会、イベントの実施	A	今後も継続実施	
4	地域全体での子育て支援の推進	1	地域活動の推進	2	柴田町子どもフェスティバル	町内の子どもが一堂に会し、様々な遊びを体験することで、地域の垣根を越えた子ども同士の交流を促進するとともに、子ども会育成会や地域住民との交流を通して豊かなふれあい学習を体験します。	生涯学習課	第11回柴田町子どもフェスティバル 日時:令和5年10月1日(日) 会場:柴田町農村環境改善センター 参加者:517人(来場者269人、スタッフ等248人) 内容:各地区子ども会育成会の遊びのコーナー、ジュニア・リーダーによる特別コーナー、キッチンカー出店(協力:ナルミキッチン)	B	地域を越えた子ども同士の交流の場となりふれあい学習を体験する機会となる。 今後も継続実施。	
4	地域全体での子育て支援の推進	2	地域における子育てネットワークづくり	1	子育て支援ネットワーク事業	子育て家庭の身近な相談相手として「子育てサポーター」を育成・派遣し、家庭教育支援、サークル活動支援、イベント企画・運営等の子育て支援交流事業を実施します。また、関係機関が連携を深め、地域における子育て支援ネットワークの形成を推進します。	子ども家庭課	・子育てサポーターの養成・派遣事業 ※サポーター登録数:15名 家庭教育の啓発や子育て中の保護者の相談役となりました。 ・こここワールド2023の企画・運営 『親子ふれあい体操教室』20名参加 『わらべうたと絵本の読み聞かせ』24名参加 『みんなおいで』22名参加 ・3歳児子育てまなびサークル「さくらんぼう」の支援 441名参加	A	今後も継続実施	
4	地域全体での子育て支援の推進	2	地域における子育てネットワークづくり	2	子ども食堂開設運営費補助	子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりのために、町内で活動を行う子ども食堂に対して継続した活動ができるよう、支援を行います。	子ども家庭課	補助金利用なし さくら食堂が再開、しんえいこどもカフェ新規開設となったが、ともに県助成金を利用。(県助成金はR5年度のみ)の単独事業)	A	今後も継続実施	
4	地域全体での子育て支援の推進	2	地域における子育てネットワークづくり	3	ブックスタート事業	4か月児健診に来庁した親子を対象に絵本2冊を贈呈し、ブックスタートボランティアによる絵本の読み聞かせを行います。子どもの言葉と心を育むため、幼少期から親子で絵本にふれ親しみコミュニケーションを図ることの大切さについて、理解を深めてもらうことを目的としています。	生涯学習課	4か月児健診:194人 実施回数:12回 絵本贈呈数:388冊(194人×2冊) ブックスタートボランティア登録人数:5名 *新型コロナウイルス感染症が5類感染症になった5月からボランティアによる読み聞かせを再開した。	AA	読み聞かせの重要性を知らせることができる。 今後も継続実施。	
4	地域全体での子育て支援の推進	3	子どもを社会で育てる意識の醸成	1	広報紙の発行	子育て支援に関する取り組みや情報をわかりやすく町民の皆様にお知らせするため、「広報しばた」を毎月発行します。また、町や公共機関等からの子育てに役立つお知らせや各種教室の参加者募集などを掲載した「広報しばた・お知らせ版」を月2回発行します。	まちづくり政策課	毎月発行する「広報しばた」と「広報しばた・お知らせ版」に、子育て支援に関する取り組みや情報を掲載した。	B	今後も継続して実施し、子育て支援に関する取り組みに反映させる。	

実施概要と成果・今後の方向性

基本施策		施策目標		事業名		事業内容		担当課	第2期子ども子育て支援計画 令和5年度の実績 ・実施概要(現況・課題)	実施状況・ 評価 (AA~F)	今後の方向性 (取り組みの方向)
4	地域全体での子育て支援の推進	3	子どもを社会で育てる意識の醸成	2	広聴事業	「まちづくり住民懇談会」の開催や「町長へのメッセージ」により、子育て支援に関する意見や提言をお寄せいただきます。		まちづくり政策課	「まちづくり住民懇談会」において、子育て関連の施設整備や子育て支援事業等についての説明・意見交換を行った。「まちづくり住民懇談会」は3会場で開催し、延べ85名の参加があった。「町長へのメッセージ」による、子育て支援に関する意見や提言を26件いただいた。	AA	今後も継続して実施し、子育て支援に関する取り組みに反映させる。
4	地域全体での子育て支援の推進	3	子どもを社会で育てる意識の醸成	3	ホームページの運営	インターネットにより子育て支援に関する役立つ情報等の提供を行います。		子ども家庭課	町のホームページの「くらしの便利帳」や「保育所・児童館日記」で子育て情報提供を行った。	A	今後も継続実施
4	地域全体での子育て支援の推進	4	子どもの安全の確保	1	交通安全推進事業	交通事故抑止のため、交通指導隊員による登校時朝7時から8時まで街頭指導を町内8か所の通学路交差点等で実施します。また、町内の小学校で開催される交通安全教室では、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践の習慣づけを図りながら交通事故防止を呼びかけます。		まちづくり政策課	小学校の街頭、春・秋等の交通安全運動、各種イベント、交通安全教室等において、交通指導隊や関係団体が連携し実施(交通指導隊員出勤延べ人数:2,200人) 交通安全施設整備:カーブミラー、転落防止柵、路面表示等	AA	今後も継続実施
4	地域全体での子育て支援の推進	4	子どもの安全の確保	2	安全・安心な教育環境の整備	防犯教育・防災教育の充実や施設整備などの安全対策を進め、児童生徒の安全確保に努めます。		まちづくり政策課 教育総務課	(まちづくり政策課) 防犯実動隊によるパトロール等を延べ99回にわたり実施した(内訳:夜間54回、薄暮45回。防犯実動隊員出勤延べ人数:305人)。また、町内保育所及び幼稚園にて防犯教室(イカのおすし)や町立保育園、県認可保育所へ大河原警察署職員と防犯実動隊員で訪問型防犯診断を実施した。  (教育総務課) 槻木中学校の特定天井の落下防止のための改修工事や老朽化していた船岡中学校の防火設備の更新など、学校施設の安全対策を行った。	A	今後も継続実施 今後も引き続き、学校施設の安全確保に努めます。
4	地域全体での子育て支援の推進	4	子どもの安全の確保	3	防犯対策推進事業	防犯実動隊員による夜間の防犯パトロールや幼児を対象とした防犯教室、地域における防犯診断を行うとともに、防犯週間等に合わせた啓蒙活動を展開します。		まちづくり政策課	4-4-2に同じ	A	警察署等関係機関と連携しながら、内容を検討したうえで実施する。
4	地域全体での子育て支援の推進	4	子どもの安全の確保	4	「子ども110番の家」事業	子どもたちが犯罪被害の危険や不安を感じたときに、緊急的に避難できる場所として、通学路周辺の民家や店舗に「子ども110番の家」としてのご協力をいただき、犯罪被害を未然に防止します。		教育総務課	町内の「子ども110番の家」に登録されている箇所の見直しを図った。 (令和6年3月31日時点「子ども110番の家」登録者数237件)	AA	今後も引き続き、通学路周辺の民家・店舗のご協力のもと、犯罪被害の未然防止に努めます。
4	地域全体での子育て支援の推進	4	子どもの安全の確保	5	防犯灯の新設と維持管理	町を明るくし、子どもが被害者となる犯罪や事故が起きない環境づくりに向けて実施します。		まちづくり政策課	防犯灯の新設、改良を計画的に行った。また、地域(各行政区)に地域づくり交付金を交付し、生活道路の防犯灯整備などに活用していただいた。 ・灯具の交換 6灯 ・灯具の移設 1灯 ・灯具の撤去 2灯	AA	今後も継続実施
4	地域全体での子育て支援の推進	4	子どもの安全の確保	6	スクールガード事業	児童生徒が安全かつ安心して登校できるよう、地域ボランティアの方々のご協力をいただきながら、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、その一貫として、学校や通学路で子どもたちの安全確保を図ります。		教育総務課	児童生徒が安全・安心に通学できるよう地域ボランティアの方々のご協力をいただきながら、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、主に通学時間帯、交差点などで児童生徒の誘導や見守りを実施した。 (令和6年3月31日時点 SGL2人、見守り隊200人)	AA	今後も引き続き、地域ご協力のもと、通学路の安全確保を図ります。

実施概要と成果・今後の方向性

基本施策		施策目標		事業名		事業内容		担当課	第2期子ども子育て支援計画 令和5年度の実績 ・実施概要(現況・課題)	実施状況・ 評価 (AA～F)	今後の方向性 (取り組みの方向)
5	社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	1	障がい児等支援対策の推進	1	居宅介護(ホームヘルプ)	障がい児等の生活支援として自宅での身体介護や通院等の移動介護などを行う障害福祉サービス事業者により、障害者総合支援法のサービスとして実施します。		福祉課	障害福祉サービス 短期入所 4名 障がい児通所支援：身近な地域で、専門的な支援が受けられるよう、児童福祉法のサービスとして実施されている。 児童発達支援 20名 放課後等デイサービス 54名	A	今後も継続実施
5	社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	1	障がい児等支援対策の推進	2	日中一時支援事業	障がい児等の日中における活動の場を確保し、家族の負担軽減と多様な福祉サービスの提供など、生活支援を行う民間の障害福祉サービス事業者により、障害者総合支援法のサービスとして実施します。		福祉課	登録者数 日中一時支援事業 89名	A	今後も継続実施
5	社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	1	障がい児等支援対策の推進	3	特別児童扶養手当	20歳未満の重度又は中度の障がい児を養育している家庭の経済的支援に向けて給付します。		子ども家庭課	・支給額(児童1人につき月額) 1級 53,700円 2級 35,760円(令和5年度) ※受給資格者数…107人(令和5年度末)	A	今後も継続実施
5	社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	1	障がい児等支援対策の推進	4	障害者医療費助成	障がい者の医療費に係る家計費負担を軽減するため、対象となる障がいのある児童の保護者に医療費を助成します。		福祉課	【助成対象者】 ・特別児童扶養手当1級 ・療育手帳A ・知的障害者福祉法に定める職親に委託されている方で、療育手帳B ・身体障害者手帳1級又は2級、内部障害で3級 ・精神障害福祉手帳1級 【対象者数】 693名 就学前の障がい児の入院・通院、小学1年～高校3年の障がい児の入院については、窓口負担のない子ども医療にて助成	A	18歳まで子ども医療なので障害児はいない
5	社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	1	障がい児等支援対策の推進	5	特別支援教育への支援	発達障がい等により、特別に支援が必要な児童生徒に対して、学校生活上の介助や学習活動のサポートを行います。		教育総務課	全小・中学校へ特別支援教育支援員を配置し、発達障がい等により支援を必要とする児童生徒に対して、学校生活上の介助や学習活動のサポートを行いました。 (小学校23名、中学校7名)	A	今後も引き続き、特別に支援が必要な児童生徒に対して支援を行います。
5	社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	1	障がい児等支援対策の推進	6	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児(医療的ケア児)が、心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他各関連分野の支援を円滑に受けられるよう、各関連機関の連携を図るための協議の場を設置します。		福祉課	仙南自立支援協議会子ども支援支援部会を協議の場として設置、宮城県医療的ケア児等相談支援センター「ちるふあ」を活用し情報共有に努めた。	C	今後も継続実施
5	社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	1	障がい児等支援対策の推進	7	児童発達支援事業	就学前児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。		福祉課 子ども家庭課	(福祉課) 5-1-1に同じ (子ども家庭課) 児童福祉法の児童発達支援事業として、心身に障がいがある子どもに対し、生活習慣の確立、小集団への適応訓練を実施。 ・角田市、大河原町、村田町、蔵王町の1市4町 令和5年度実績 ・利用児童数10人	C	(福祉課) 今後も継続実施 (子ども家庭課) R6.4.1現在の利用者数が1人と、年々利用者数が減少していることから、母子通所型の形態を含め、柴田町障害児通園施設「むつみ学園」のあり方について検討していく。
5	社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	1	障がい児等支援対策の推進	8	放課後等デイサービス	就学児を対象に、学校の放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流促進等を行います。		福祉課	5-1-1に同じ	A	今後も継続実施
5	社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	2	ひとり親家庭等の自立支援	1	民生委員・児童委員、主任児童委員による支援	各担当地区内のひとり親の家庭や家庭状況により、支援を要する児童の援護など、日常生活での問題について相談支援を行います。また、幼児と母親を対象とした子育て支援も行っています。主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当します。		福祉課	(民生児童委員・主任児童委員による支援で回答) 各担当地区内のひとり親等の家庭状況により、支援を要する児童の援護や、日常生活での問題に対し相談に応じ、場合によっては関係機関等につないだ。また、町や社会福祉協議会の子育て支援事業や行事に協力した。 子どもに関する相談・支援件数(令和5年度) ・民生委員・児童委員 156件 (うち主任児童委員 2件)	B	今後も継続実施

実施概要と成果・今後の方向性

基本施策		施策目標		事業名		事業内容		担当課	第2期子ども子育て支援計画 令和5年度の実績 ・実施概要(現況・課題)	実施状況・ 評価 (AA～F)	今後の方向性 (取り組みの方向)
5	社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	2	ひとり親家庭等の自立支援	2	児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進、子どもの福祉増進を図るため手当を支給します。	子ども家庭課	子ども家庭課	・支給額(児童1人につき月額) 全部支給 44,140円 一部支給 一部支給44,130円～10,410円 ※受給資格者数…339人(令和5年度末)	A	制度改正により、第2子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げ、さらに全部支給・一部支給に係る所得制限限度額を引き上げて継続実施。
5	社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	2	ひとり親家庭等の自立支援	3	母子父子家庭への医療費助成	ひとり親家庭等の医療費における負担を軽減するため、医療費の自己負担額の一部を助成します。	子ども家庭課	子ども家庭課	母子・父子家庭の児童及び児童を扶養する母、父又は父母のいない児童を対象として医療費を助成。 ・母子・父子家庭の児童が18歳の年度末まで 通院1,000円以上、入院2,000円以上を超える額を助成 ※母子・父子家庭医療対象世帯数…334世帯(令和5年度末)	A	今後も継続実施
5	社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	2	ひとり親家庭等の自立支援	4	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の保護者が、病気や仕事などのために一時的に家事や育児に困難がある場合に家庭生活支援員を派遣して、食事や住居の掃除等の日常家事の支援を行い、生活の安定を図れるよう支援します。	子ども家庭課	子ども家庭課	母子健康手帳交付時にチラシを配布し、事業の周知を図っている。 令和5年度の事業実績 登録者数:3人、利用者数:3人 延べ利用回数:76回	C	実施事業者等の人員不足等の理由により受け入れが限られる。事業者等の拡大が課題となっており、事業の見直しが必要となっている。
5	社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	3	児童虐待の防止	1	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子どもと家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応します。	子ども家庭課	子ども家庭課	設置要綱に基づき、実務者会議2回、代表者会議1回、個別ケース会議19回開催した。	A	今後も継続実施
5	社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	3	児童虐待の防止	2	問題をかかえる子ども等の自立支援事業	不登校・暴力行為・いじめ・児童虐待など問題行動を未然に防止するとともに、早期発見、早期対応に取り組むため、相談員を小中学校に派遣し、保護者や関係機関と連携協力して児童生徒を支援します。	教育総務課	教育総務課	いじめ・暴力行為・児童虐待など問題行動や不登校の未然防止、また、早期発見、早期対応への取組として自立支援相談員を小・中学校に派遣し、保護者、ケアハウス、学校と連携して支援を行いました。(相談員3名、支援・相談件数:保護者49件、児童生徒73件、情報交換233件)	A	今後も引き続き自立支援相談員を学校に派遣し、保護者や児童生徒の支援を行います。
5	社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	3	児童虐待の防止	3	子ども家庭総合支援拠点事業	児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整など必要な支援を行うための拠点を整備します。	子ども家庭課	子ども家庭課	民生児童委員協議会定例会や町外幼稚園にて、事業内容等の周知を図りました。令和5年度新規相談件数:104件	A	令和7年度設置予定の子ども家庭センターへ移行される。
5	社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	4	子どもの貧困対策の推進	1	生活に困難をかかえる子どもの教育・学習支援の充実	児童・生徒一人ひとりの基礎的・基本的な学力の定着と向上を図り、家庭環境や経済状況に左右されない学力保障を推進するとともに、児童・生徒への多様な体験活動の機会の提供に努めます。また、学校の授業以外での学習の場を設け、経済的な事情等から塾へ通えない児童・生徒に対する学習支援を推進します。	教育総務課 健康推進課 生涯学習課 福祉課 子ども家庭課	教育総務課 健康推進課 生涯学習課 福祉課 子ども家庭課	(教育総務課) 各小中学校で、放課後学習室を週2回程度、夏季休業中(2日間)、冬季休業中(2日間、中学生を対象)に学習会、中学3年生を対象に生涯学習センター等で受験力アップ学習会(2日間)を開催した。参加児童生徒は延べ4,930人となり、日程や気候的な影響で前年比532人減となったものの、児童生徒の学習意欲の向上が図られた。 (健康推進課)記載できる内容はありません (生涯学習課) 学校支援活動しばたっ子応援団(学校支援ボランティア)の派遣 活動件数:69件(回数486回) 活動実人数:468人(延べ1,130人) (福祉課・子ども家庭課) 柴田会場として町内施設を提供している。対象世帯は生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯等となる。令和6年3月末時点で柴田会場の登録数が19人。柴田会場では、年間48回開催している。また、子ども達への学習支援だけでなく対象世帯の保護者への面接等も行っている。	B	(教育総務課) 今後も引き続き学習会等を実施し、児童生徒の学習意欲の向上を図ります。 (生涯学習課) 児童・生徒への多様な体験活動の機会の提供となる。今後も継続実施。 (子ども家庭課) 今後も継続実施。 (子ども家庭課)

実施概要と成果・今後の方向性

基本施策		施策目標		事業名		事業内容		担当課	第2期子ども子育て支援計画 令和5年度の実績 ・実施概要(現況・課題)	実施状況・ 評価 (AA～F)	今後の方向性 (取り組みの方向)
5	社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	4	子どもの貧困対策の推進	2	生活に困難をかかえる子育て家庭への生活支援の充実	すべての保護者が安心して子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談や情報提供を行うとともに、多様な保育サービス等の充実を図ります。また、学校給食や子ども食堂による食事の提供支援や子どもの居場所づくりに取り組むとともに、各種子育て講座を開催し、保護者が親としての関わり方を学ぶ機会を提供します。	教育総務課 健康推進課 生涯学習課 子ども家庭課	(教育総務課) 3-2-4と同じ (健康推進課) 母子健康手帳交付や乳幼児健診で個別面談(相談)の機会を設け、特に新生児訪問や乳幼児健診では「経済的な不安」について問診項目として確認し、総合的な相談や情報提供を行いました。 (生涯学習課) 2-1-1～2-1-4と同じ (子ども家庭課) 子ども家庭総合支援拠点事業として新規相談104件に対応した。 子ども食堂は令和5年度2か所開催されていた。	B	(教育総務課) 今後も引き支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。 (健康推進課) すべての保護者が安心して子育てができるよう、事業を継続していく。 (子ども家庭課) 今後も継続実施	
5	社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	4	子どもの貧困対策の推進	3	生活に困難をかかえる保護者等への就労支援の充実	ハローワークや仙南地域職業訓練センター、宮城県南部自立相談支援センターと連携し、生活に困難をかかえる保護者への就労相談・支援を行います。また、より安定した就労機会を確保するために役立つ知識や技術を身につけるための資格取得の情報提供を行うなど支援します。	商工観光課 子ども家庭課	(商工観光課) 各関係機関と連携し、就労相談や支援を行った。 (子ども家庭課) ハローワーク等から届いた資格取得研修会のパンフレット等をお渡しする等の情報提供を行った。	A	今後も継続実施	
5	社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	4	子どもの貧困対策の推進	4	生活に困難をかかえる子育て家庭への経済的支援の充実	家庭の生活状況に応じた保護者に対する各種手当や医療費の助成、貸付制度等などの経済的な支援により、生活に困難をかかえる子育て家庭などの生活基盤を支援します。	都市建設課 教育総務課 子ども家庭課	(都市建設課) 住宅入居者の家賃算定にあたり、寡婦控除、ひとり親控除を行った。 (教育総務課) 3-2-4と同じ (子ども家庭課) 5-2-2、5-2-3と同じ	A	(都市建設課) 公営住宅法及び住宅地区改良法に基づき、継続して適用する。 (教育総務課) 今後も引き支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	
5	社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	4	子どもの貧困対策の推進	5	関係機関等との連携強化	関係機関等との大切な「つなぎ」の役割を中心に担うコーディネーターを子ども家庭課に配置し、情報の共有や連携強化に取り組み、生活に困難をかかえる家庭へ必要な情報提供、支援を行います。また、学校を窓口とした相談支援や各種相談体制の充実を図り、保護者の身近な場所で相談できる機会の確保に努めます。	全課	今後も各課で連携し、家庭での必要な支援へとつなげていきます。	AA	今後も継続実施	